

## 第5章 行政訴訟事件

### 第1節 行政訴訟事件一覧

令和4年の行政訴訟事件の係属状況は、下表のとおり3件（うち1件新規）である。そのうち、1件が終結し、2件（うち1件新規）が翌年に繰越しとなった。

（令和4年12月31日現在）

福岡県労働委員会					福岡地方裁判所					福岡高等裁判所					最高裁判所				
事件 番号	7 条 号 別	申 立 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	原 告	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	控 訴 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	上 告 (受 理 申 立) 人	提 起 (申 立) 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由
29 (不) 8	1 2 3	29 ・ 11 ・ 22	30 ・ 11 ・ 13	全部 救済	30 (行ウ) 59	使 用 者	30 ・ 12 ・ 4	3 ・ 5 ・ 14	全部 認容  ※国交応諾 に関する 部分は取 下げ	3 (行コ) 22	福 岡 県	3 ・ 5 ・ 26	4 ・ 3 ・ 25	訴え 取 下 げ					
元 (不) 7	1 3	元 ・ 12 ・ 27	2 ・ 12 ・ 18	全部 救済	3 (行ウ) 3	使 用 者	3 ・ 1 ・ 14	4 ・ 2 ・ 25	棄却	4 (行コ) 22	使 用 者	4 ・ 3 ・ 10	4 ・ 9 ・ 30	棄却	5 (行ヒ) 24	使 用 者	4 ・ 10 ・ 13		
3 (不) 10	3	3 ・ 7 ・ 5	4 ・ 7 ・ 1	一部 救済	4 (行ウ) 40	使 用 者	4 ・ 7 ・ 28												

## 第2節 行政訴訟終結事件

### 1-1 令和3年（行ウ）第3号不当労働行為救済命令取消請求事件

当委員会が、令和元年（不）第7号事件（申立人：個人X1及びX2（以下「X1ら」という。）、被申立人：有限会社Y（以下「会社」という。））について、令和2年12月11日付けで、全部救済命令を発したところ、会社はこれを不服として、令和3年1月14日、福岡地裁に命令のうち、金銭の支払を命じる主文第2項及び同第3項（以下「本件救済命令」という。）の取消しを求めて訴えを提起したものである。

令和4年2月25日、福岡地裁は、会社の請求を棄却する判決を言い渡した。

#### 判決要旨

#### 1 残業を禁止する措置（以下「本件措置」という。）の不当労働行為該当性について

##### （1）不利益な取扱い（労働組合法7条1号）該当性について

ア 会社の従業員の賃金は当該従業員の売上に応じて増加すると認められ、労働時間が長い方が、より多くの売上げをあげる機会を得られることは明らかである。現に、本件措置前に比べ、本件措置後のX1らの給与は大きく減少していることが認められ、残業を禁じる本件措置は、X1らの給与の減少に結びつき、経済的な不利益を与える行為であり、使用者による「不利益な取扱い」（労働組合法7条1号）に該当すると認められる。

イ 本件措置は、X1らがB労働組合（以下「B労組」という。）を脱退してA労働組合（以下「組合」という。）に加入した旨が通知された直後にされ、本件措置に係る通告書には、組合に加入したX1らに対し本件措置をとることが明示されており、X1らが組合に加入したことを理由としてされたことは明らかである。

会社と、会社の従業員によって組織されるB労組とは密接な関係性にあり、相互にその意思決定に強い影響を及ぼしているものと認められ、本件措置当時、会社が組合に対して嫌悪感を抱いており、X1らが組合に加入したことに対する悪感情を理由として、本件措置をとったものと認められる。

ウ 以上によれば、本件措置は、労働組合法7条1号に規定する不当労働行為に該当することが認められる。

##### （2）支配加入（労働組合法7条3号）該当性について

本件措置は、X1らが会社及びB労組に対し、同組合を脱退して組合に加入したことを通知した直後にされたものであり、その効果も、X1らの給与に直接影響するものであって、重大な不利益を生じさせるものであったと認められ、X1らを含む組合の組合員や新たに組合に加入しようとする者に対する萎縮的効果や、組合からの脱退を促す効果を有していたものといえる。

また、本件措置には、X1らを組合から脱退させることなどにより、組

合の活動を妨げる意図があったと推認される。

したがって、本件措置は、労働組合法7条3号に規定する不当労働行為にも該当することが認められる。

## 2 本件救済命令が裁量権の逸脱・濫用にあたるか否か

本件救済命令は、基本的に、本件措置以前の直近3か月分の給与から算出した平均給与と、本件措置後にX1らに対し実際に支給された給与との差額の支払を命じるものであり、X1らが現に被った損害の回復を目指すものであって、その具体的な計算方法についても妥当なものである。

本件救済命令の内容には何ら問題がなく、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

## 3 会社の文書提出命令申立てについて

会社は、令和元年(不)第7号事件の審査手続における調書等の記載が不正確であるとして、同審査手続において行われた調査等に際しての録音テープ及びそのテープ起こしの提出を求める文書提出命令申立てを行ったが、いずれも、現在、福岡県労委が所持しているとは認められないうえ、調書等の記載について本件訴訟以前に会社が異議を述べた形跡はなく、その内容が不正確であると認めるべき証拠もないから、会社が提出を求める文書等について、証拠調べの必要性も認められない。

よって、会社の申立てには理由がないから、これを却下する。

# 1-2 令和4年(行コ)第22号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

本件は、令和4年3月10日、上記1-1の判決の取消し等を求めて、会社が、福岡高裁に控訴を提起したものである。

同年9月30日、福岡高裁は控訴を棄却する判決を言い渡した。

## 判決要旨

### 1 不当労働行為該当性

本件措置に係る通告書(以下「本件通告書」という。)に「そのようなA労働組合に加盟されたお二人は、所定労働時間内の勤務にして下さい。」という記載があることに加え、本件措置は、X1らが、会社及びB労組に対して、同組合を脱退して組合に加入する旨の通知を会社が受けた直後にされたこと、会社は、X1ら以外の従業員に対しては本件措置のような措置を取っていないことによれば、会社は、X1らの組合への加入を理由に本件措置を行ったものと認められる。

会社は、本件措置を取ることを決定した時点では加入の事実を知らなかった旨主張する。しかし、本件通告書には「2019年2月1日付けでX1氏・X2氏はA労働組合に加入した通知書が届きました」という記載があることのほか、X1の福岡県労委における供述によれば、同日午前中に、X1らが会社に対して組合に加入する旨の通知をファクシミリにより送付

し、会社がこれを受領した事実を認めることができる。また、同委員会における証人調書によれば、本件措置を決定した話合いは、前記加入する旨の通知が届いた後に持たれたことが認められる。会社の主張は採用できない。

会社は、X 1 らの法令違反（労働基準法 36 条違反）に対する指導や、X 1 らによる不当に高額な割増賃金の請求への対応及び従業員間の公平を図るために本件措置を行った旨主張するが、採用できない。本件措置が、不当労働行為に当たることは、原判決の説示のとおりである。

## 2 裁量権の逸脱又は濫用

原判決のとおり、本件救済命令は、本件措置以前の直近 3 か月分（平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月まで）の給与から算出した平均給与と、本件措置後に X 1 らに対し実際に支給された給与との差額の支払を命ずるものであり、不当労働行為に該当する本件措置により X 1 らが現に被った損害の回復を目的とするものであって、その算定方法も妥当なものであるから、本件救済命令を発した福岡県労委の判断に、その裁量権を逸脱又は濫用した違法があるとは認められない。

## 第6章 緊急命令

### 第1節 緊急命令申立事件一覧

令和4年の緊急命令申立事件の係属状況は、前年からの繰越し事件1件であり、この1件は、終結した。

(令和4年12月31日現在)

福岡県労働委員会	福岡地方裁判所							福岡高等裁判所				
事件番号	申立年月日	事件番号	被申立人	関連事件番号	緊急命令申立事項	終結年月日	終結事由	抗告年月日	事件番号	関連事件番号	終結年月日	終結事由
元 (不) 7	3 ・ 4 ・ 28	3 (行ク) 6	使 用 者	福岡地裁3 (行ウ) 3	救済命令主文第2項 及び第3項に従うこ と。(バックペイ)	4 ・ 2 ・ 25	却 下	4 ・ 5 ・ 24	4 (行ス) 8	福岡高裁4 (行コ) 22	4 ・ 9 ・ 30	棄 却

## 第2節 緊急命令終結事件

### 1-1 令和3年（行ク）第6号緊急命令申立事件

当委員会が令和2年12月11日付けで発出した、令和元年（不）第7号事件（申立人：個人X1及びX2（以下「X1ら」という。）、被申立人：有限会社Y（以下「会社」という。）の全部救済命令に対する取消訴訟に関して、X1らからの要請を受け、公益委員会議において緊急命令の申立てが決定され、3年4月28日、当委員会が、福岡地裁に緊急命令を申し立てたものである。令和4年2月25日、福岡地裁は、当委員会の申立てを却下する決定を行った。

#### 決定要旨

##### 1 救済命令の適法性について

会社は、X1らが、会社の従業員の大多数によって組織される労働組合から脱退し、かねてから会社に対して割増賃金請求を行っていたA1が所属するA2労働組合（以下「組合」という。）に加入したことを認識するや、X1らに対してのみ時間外労働を禁止する命令（以下「本件措置」という。）を発したものと認められ、組合に対する会社の悪感情も本件措置の理由であったと認められるから、同措置は労働組合法7条1号及び3号の不当労働行為に当たる。そして、本件救済命令は、会社に対し、本件措置によってX1らが被った損害に相当する金員の支払を命じるものであり、処分行政庁の裁量の範囲内として適法であると認められる。

##### 2 緊急命令の必要性について

会社は、現時点でも、X1らに対し、本件救済命令で命じられた金員の支払を行っておらず、X1らは、本件措置によって給与が大幅に減少し、借入などの手段によって生活費を賄う必要が生じたものと認められ、一定程度緊急命令の必要性が存するといえる。

他方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年4月20日以降、会社において、X1らを含む全従業員に対して時短勤務が指示されたことで、事実上、本件措置による差別的状態が解消されているといえる。また、同影響により、会社の売上も大きく減少したことが認められることからすると、本件救済命令の即時の履行を命じることによる会社及びその従業員への影響は、大きいものと予想される。

かかる会社への影響、及び、本件救済命令が、過去の賃金差額の精算であり、現時点においては、X1らも他の従業員と事実上同程度の就労が可能な状態にあると推認されることからすると、現時点において、本件救済命令について、緊急命令の必要性があるとまでは認められない。

## 1-2 令和4年（行ス）第8号緊急命令申立却下決定に対する抗告事件

本件は、令和4年5月24日、上記1-1の決定の取消し等を求めて、当委員会が、福岡高裁に抗告を提起したものである。

同年9月30日、福岡高裁は抗告を棄却する決定を行った。

### 決定要旨

- 1 令和2年4月20日以降、会社において、X1らを含む全従業員に対して時短勤務が指示され、これにより本件措置による差別的状態が解消されたことが認められ、現時点においても、X1らは、他の従業員と同様の就労が可能な状態にあるものと推認される。
- 2 基本事件（令和4年（行コ）第22号事件）において、会社が取消しを求めているのは福岡県労委が令和2年12月11日付けで会社に対してした救済命令のうち、本件措置によりX1らが現に被った損害の回復として、本件措置がなければ支給を受けられたであろう給与相当額の支払を会社に命じた部分であり、これは過去の賃金差額の精算というべきものである。
- 3 会社は、新型コロナウイルスの感染拡大により売上が大きく減少しており、本件救済命令の即時の履行を命じた場合、会社の経営状況にも相応の影響を及ぼすおそれがあることを併せ考慮すれば、本件救済命令につき、その確定を待たずに履行の強制を図る必要があるとまでは認められない。

## 第7章 労働組合の資格審査

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

(単位:件)

年	区分 内訳	係 属			終 結				翌年への 繰越し
		前年からの 繰越し	新規申請	計	打切り 取下げ	適 合	不適合	計	
平成 30年	委員推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
	不当労働行為	0	4	4	0	4	0	4	0
	法人登記	0	1	1	0	1	0	1	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	5	5	0	5	0	5	0
令和 元年	委員推薦	0	9	9	0	9	0	9	0
	不当労働行為	0	2	2	0	2	0	2	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	11	11	0	11	0	11	0
令和 2年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	5	5	1	2	0	3	2
	法人登記	0	2	2	0	2	0	2	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	9	9	1	6	0	7	2
令和 3年	委員推薦	0	14	14	1	13	0	14	0
	不当労働行為	2	3	5	1	2	2	5	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	1	1	0	1	0	1	0
	計	2	18	20	2	16	2	20	0
令和 4年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	3	3	0	3	0	3	0
	法人登記	0	1	1	0	1	0	1	0
	協約拡張適用	0	1	1	0	1	0	1	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	7	7	0	7	0	7	0



## **第8章 労調法第37条違反被疑事件**

本年は、労調法第37条違反被疑事件はなかった。

## **第9章 地方公労法第5条第2項の認定告示**

本年は、地方公労法第5条第2項の認定告示はなかった。

## **第10章 地方公労法第5条第3項の通知の受領**

本年は、地方公労法第5条第3項の通知の受領はなかった。

## **第11章 労働協約の拡張適用**

本年は、労働組合法第18条に基づく労働協約の拡張適用の申立てはなかった。